

「新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）」事業委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、観光流動期にあわせてスタンプラリーを実施することにより、新潟県を訪れる旅行客の周遊を促進する。

この要領は、本業務に係る委託業者を選考するために、必要な事項を定めるものである。

※今回からスタンプラリー機能を「にいがた観光ファンクラブ『Niicle（にーくる）』」（以下「Niicle」という。）内に実装する。Niicle の概要については「【参考】Niicle について」を参照。

2 委託業務概要

(1) 事業名

「新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）」事業

(2) 業務内容

別添「『新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）』事業委託業務」仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和6年3月31日

3 見積金額の上限額

3,300千円（消費税及び地方消費税並びに契約締結に係る印紙税を含む）

※ この費用には、委託者との打ち合わせに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の一切が含まれるものとする。

4 スケジュール

令和5年6月28日（水）公示（「にいがた観光ナビ」に掲載）

7月3日（月）質問受付期限（17:00 必着）

7月5日（水）質問回答提示

7月6日（木）参加申込期限（17:00 必着）

7月13日（木）企画提案書等の提出期限（17:00 必着）

7月19日（水）プレゼンテーション審査（予定）

7月21日（金）審査結果の通知・公表（予定）

5 参加資格

(1) 個人又は法人単独による参加の場合

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく

更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 企業連合による参加の場合

ア 5(1)に掲げるすべての要件を満たす個人又は法人を含めて結成された者であること。

イ 企業連合を構成する者のいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

6 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

(1) 提出書類

別紙様式1「質問書」による。

(2) 提出期限

令和5年7月3日（月）17:00 必着

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出

※ 当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「質問書」記載の担当者宛 電子メールにより、「質問書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

※ 電子メールにより提出する場合は、件名を「『新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）』に係るプロポーザルの質問」とすること。

(4) 提出先

公益社団法人 新潟県観光協会（担当：渋谷、櫻田）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

Tel:025-283-1188

E-Mail:umasa@niigata-kankou.or.jp

(5) 回答

令和5年7月5日（水）までに、「質問書」記載の担当者宛電子メール及び県観光協会ホームページにおいて、回答を提示する。

なお、質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなし、質問の回答に対する、再質問は受け付けない。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

別紙様式2「参加申込書」

(2) 提出期限

令和5年7月6日（木）17:00 必着

(3) 提出方法

郵送、持参又は電子メールにより提出

※ 当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「参加申込書」記載の担当者宛電子メールにより、「参加申込書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

※ 電子メールにより提出する場合は、件名を「『新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）』に係る参加申込」とすること。

(4) 提出先

6 (4)に同じ

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

下記ア～カを必須として記載すること。また、後述する9 (2)、審査基準の記載事項及び別添「『新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）』事業委託業務」仕様書について、具体的な記載をすること。A4用紙（A3用紙の場合は、A4サイズに折りたたむこと）とし、綴じ方は任意。

なお、提案書の枚数制限はない。

ア 企画概要

イ 業務実施スケジュール

ウ KPI（重要業務評価指標）の設定及び検証方法

エ 業務実施体制及び企業概要

オ 他の類似業務の受託実績

カ 見積書

※ すべての経費についての内訳が分かるように、できるだけ具体的に明記すること。

(2) 提出期限

令和5年7月13日（木）17：00 必着

(3) 提出方法

持参または郵送

※ 郵送による提出の場合は、必ず電話により企画提案書到達の確認を6 (4)宛に行うこと。郵送事故等により期限までに企画提案書の到達がされなかった場合において、当協会はその責任を負わない。

(4) 提出先

6 (4)に同じ

(5) 提出部数

各6部

9 受託事業者の選考方法（プレゼンテーション審査）

(1) 審査方法

企画提案書に記載された提案内容について、下記(2)で定める審査基準に基づき、プレゼンテーション審査を実施し、総合的に最も優れた提案を行った者を選定する。プレゼンテーションへの参加連絡は、6月30日（金）10：00までに応募者に通達する。

※ ただし、応募者が5者を超えた場合は書類審査を行い4者にした上で、プ

レゼンテーションを行うものとする。

(2) 審査基準

主に下記の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	審査基準	配点
事業全体の構築に関すること	本事業の実施趣旨を理解し、具体的かつ説得力のある提案がなされているか	10
事業運営に関すること	新潟県を観光する旅行客に対し、回遊を促す仕組みとなっているか。	15
	スタンプラリー専用サイトは、利用者にとってわかりやすい操作方法となっているか。	10
	魅力的な賞品設定となっており、新潟県への誘客促進につながる内容となっているか。	10
	新潟県を観光する旅行客に対し、スタンプラリーへの参加を促すための効果的な提案がなされているか。	15
	昨年度スタンプラリーの参加施設でNiicleに参画していない施設を含め、未参画施設に参画してもらうための効果的な提案がなされているか。	10
データ収集に関すること	スタンプラリーのデジタルデータで、新潟県への旅行客動向を分析、その成果を報告できる体制となっているか。	15
事務局運営に関すること	スタンプラリーを円滑に運営するために十分な事務局対応が可能な提案となっているか。	5
業務実施体制	提案内容を確実に実施するため、効果的な事業実施が可能な体制及びスケジュールが確立されているか。	5
	費用が予定価格以内であり、見積額が妥当なものか	5
		100

※ 同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

10 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。審査結果については、提案者それぞれに「参加申込書」記載の担当者宛電子メールで通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果の異議申立は受け付けない。なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に聞き取りをする場合がある。

11 契約の締結

当協会は、9の方法により選考した受託候補者と別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

最も優れた者との契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点の者と契約締結に係る協議を行うことがある。

12 その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。

(3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。

(5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、公益社団法人新潟県観光協会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

13 問合せ先

公益社団法人新潟県観光協会（担当：渋谷、櫻田）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

Tel:025-283-1188

E-Mail:umasa@niigata-kankou.or.jp

【参考】Niicleについて

旅行者の満足度を高め、何度でも訪れてもらい、周遊をしてもらうことでリピート率や観光消費額の向上を図っていくことを目的に、立ち上げたファンサイト。

本県の観光情報等をメールなどでファンに直接届けるとともに、Web上でファンからアンケートに回答いただくことで、将来的なマーケティングやキャンペーンに活かせるデータを共有し、協力施設のサービスや県及び観光協会の施策の精度向上につなげていくもの。

○ ファン登録者数：約15万人

○ 協力施設数：499施設

※ いずれも令和5年5月31日時点

「新潟県観光協会スタンプラリー2023(仮称)」事業委託業務仕様書

1 事業名

「新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）」事業

2 実施目的

観光流動期にあわせてデジタルスタンプラリーを実施することにより、新潟県に訪れる観光客の県内周遊を促進する。

※今回からスタンプラリー機能を「にいがた観光ファンクラブ『Niicle（にーくる）』」（以下「Niicle」という。）内に実装する。Niicleの概要については「【参考】 Niicleについて」を参照。

3 実施期間及び実施主体

(1) 実施期間

令和5年度の秋期及び冬期において、それぞれ2か月程度とし、具体的な時期については提案すること。

(2) 実施主体

公益社団法人 新潟県観光協会

4 業務内容

「2 実施目的」に記載のとおり、スタンプラリー機能はNiicle内に新潟県が委託する事業者により追加されることから、本委託業務においては、以下に挙げる事務局対応を実施する事業者を募集するものである。

- ・スタンプラリーの概要や参加施設が確認できるWEBサイトの制作
- ・昨年度スタンプラリー事業参加施設への参加に関する働きかけ
- ・スタンプラリー事業の広報
- ・その他（参加者及び参加施設の問合せ対応など）

それぞれの業務内容は、以下(1)から(4)に記載のとおり。

(1) スタンプラリーWEBサイトの制作に関すること

ア スタンプラリーの専用WEBサイトを作成し、スタンプラリーの概要の確認及び施設情報の検索ができるようにPC及びスマートフォン用のサイトを運営すること。

また、軽微な修正については、委託費の範囲内で対応すること。

※ 上記WEBサイトとNiicleホームページとの関連は別添1のとおり。

イ Niicle協力施設に設置されている二次元コード（QRコード）を活用したスタンプラリー企画とすること。なお、Niicleへのスタンプラリー機能の追加については、前述のとおり新潟県において別途実施するため企画提案に含める必要はない。

ウ 任意のスタンプ数を集めることで、景品抽選の応募ができる仕組みとすること。

エ 専用サイト内に参加施設及び施設周辺の観光地の地図を取り入れるな

ど、参加者が位置情報を把握でき、回遊を促すような仕組みを取り入れること。

(2) スタンプラリー参加施設に関すること

ア Niicle 協力施設及び新潟県内に所在する東日本高速道路(株)新潟支社が管轄するサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」という。）を参加施設とすること。

イ 「うまさぎっしり新潟美食旅スタンプラリー2022」の参加施設のうち、Niicle 協力施設でない施設に対しては、Niicle 事業者登録を働きかけるなど、Niicle 協力施設の増加を図ること。増加させる協力施設数の目標値については提案すること。

(3) スタンプラリーの広報に関すること

ア 各種ツールに関すること

参加施設においてスタンプラリーを実施していることを来場者に対して告知するための各種ツールを作成し、参加施設へ発送すること

(ア) パンフレット

A3 二つ折り（仕上がり A4）（フルカラー）、部数は提案すること

(イ) ポスター

B2 判（フルカラー）を1施設あたり最低1枚以上作成・印刷すること

(ウ) 上記以外の店頭での告知ツールを提案すること

イ スタンプラリー参加者への広報に関すること

スタンプラリーへの参加を促すための広報施策を提案すること（参加施設への特典クーポンの募集やメディア・WEBによる周知など、スタンプラリーへの参加を促す効果的な仕組みを提案するものとする。）

(4) その他

ア 参加者からの質問・クレーム対応

スタンプラリー参加者からの照会窓口を受託者で用意すること。照会方法は電子メールによるものとし、照会窓口は平日 10～17 時は最低限対応すること

なお、使用言語は日本語のみで構わない。

イ 賞品提供協賛募集

賞品内容を提案すること。また、賞品の抽選時期についても検討すること

ウ 利用スタンプ（データ）の使用許諾・作成

スタンプ（データ）の各許諾者に対する確認及び申請を行うこと。作成したスタンプについては、主催者にデータを提供すること。

エ スタンプラリー応募者に対する抽選及び賞品の発送について

スタンプラリー応募者に対して、抽選を実施し、当選賞品の発送を行うこと。

オ 参加施設へのアンケート実施及び集計 ※アンケート内容については

受託者の決定後に、委託者と受託者との協議により決定する。

カ 個人情報の管理

キ 参加施設に対する支援

参加施設向けの実施マニュアルを作成するとともに、電話や電子メールによる施設の照会に対しても事務局として対応すること

5 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

6 委託上限額

委託料の上限は、3,300千円（消費税及び地方消費税、並びに印紙税を含む）とする。

7 成果品

(1) 実績報告書を作成し、当協会へ提出すること。実績報告書には、次に掲げる事項を含めること。

ア スタンプラリーに関する統計データ一式

スタンプラリー参加者総数のデータ（年代・性別・居住地・消費金額等）

イ 参加施設毎に獲得されたスタンプ数

ウ 参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータ

エ 増加した協力施設数とその施設のデータ（名称・住所・ジャンル等）

オ その他、デジタル化することによって収集できるデータ等

(2) KPI を記載した活動報告書を事業完了後に報告すること

(3) その他、当協会が指示するもの

8 再委託の禁止について

(1) 受託者は、本委託の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者から承認を得たときは、この限りでない。

(2) 受託者は、前号により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

9 その他

(1) 委託者と受託者は、本事業が円滑に行われるよう、連携を密にし、適宜調整を図りながら実施する。

(2) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた記載事項は、委託者と受託者との協議により定めることとする。

【参考】Niicleについて

旅行者の満足度を高め、何度でも訪れてもらい、周遊をしてもらうことでリピート率や観光消費額の向上を図っていくことを目的に、立ち上げたファンサイト。

本県の観光情報等をメールなどでファンに直接届けるとともに、Web上でファンからアンケートに回答いただくことで、将来的なマーケティングやキャンペーンに活かせるデータを共有し、協力施設のサービスや県及び観光協会の施策の精度向上につなげていくもの。

○ ファン登録者数：約15万人

○ 協力施設数：499施設

※ いずれも令和5年5月31日時点

【参考】新潟県観光協会スタンプラリー2023（仮称）の全体構成図

別添 1

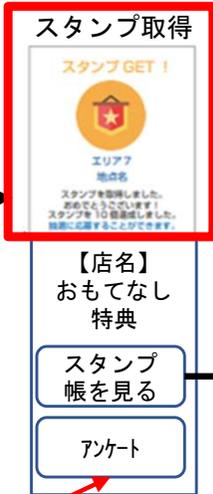
協力施設に設置してあるPOP等のQRコードを読込！



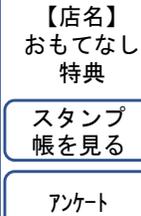
Niicle 登録者



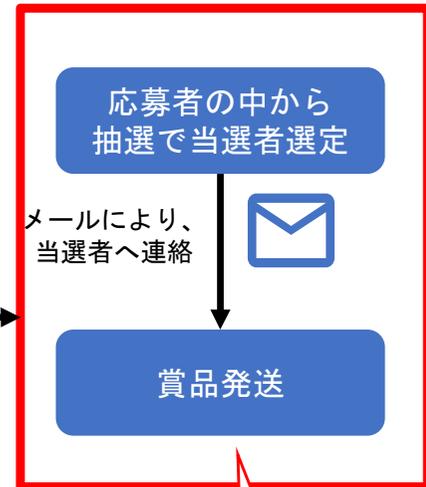
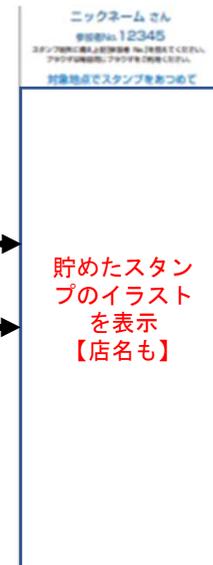
ログイン



スタンプの作成
(仕様書 4 (4)ウ)



スタンプ帳



当選者の抽選・景品の発送
(仕様書 4 (4)エ)

新規施設向けPOPの作成
(仕様書 4 (2)ア)



会員登録後ログイン

スタンプラリー特設ページの作成
(仕様書 4 (1))



スタンプ帳にスタンプ追加



貯めたスタンプの数に応じて景品応募が可能

その他、特設ページは、
・「にいがた観光ナビ」や各販促ツール、「Niicle」公式サイトなどで掲出予定

□で囲まれた部分：本プロポーザルにて委託する業務